

勝沼 CATV 株式会社 約款（勝沼ケーブルインターネット関係）

- 第1条 勝沼 CATV 株式会社（以下「CATV」という。）は規約に基づいた、この約款により次の業務を行います。
- 1 CATV 放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いた、勝沼ケーブルインターネット接続サービス（以下「インターネット」という。）事業。
 - 2 上記事業に付帯する一切の事業。
- 第2条 契約者回線1回線ごとに1の契約を締結する。この場合、1の契約につき1人とします。
- 第3条 インターネットの最低利用期間は、工事日から起算して1年とする。最低利用期間内に解除があった場合は、CATV が定める期日までに料金表の定めにより解除料の支払いをお願いします。
- 第4条 インターネットを利用する者は、工事に関わる工事料と加入手数料、利用料を支払うものとし、料金並びに支払い方法は次のとおりとします。
- 1 工事料（下記の各号に該当する工事の料金は実費とします。）
 - (1) 新規に加入する時、契約者宅までの引き込み工事。
 - (2) 契約者が改築等の為、一時取り外しを希望するときは、再び接続する分も含む一時撤去工事。
 - (3) 契約者が移転等の為、移設をするときの移設工事。ただし、CATV 事業区域内に限る。
 - 2 加入手数料
インターネットに加入するには、加入手数料として甲州市勝沼農業農村情報連絡施設設置及び管理条例（以下「条例」という。）により支払いいただきます。支払った加入手数料は返戻いたしません。
 - 3 利用料 条例により支払いしていただきます。
 - 4 料金の支払い方法は、CATV が指定する金融機関（フルーツ山梨農業協同組合・山梨中央銀行・山梨県民信用組合・郵便局）より自動引落として支払うものとします。
 - 5 自動引落とし日は、毎月20日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたる時は、その日以降の最も近い休日でない日を引落とし日とします。
- 第5条 加入手数料及び利用料等は社会情勢に応じ変更する場合があります。
- 第6条 インターネット工事は CATV 係員及び CATV が指定する業者以外は行うことができません。
- 第7条 会社は、契約者が指定した建物又は工作物において、端末接続装置を設置した個所を契約者回線の端末とします。端末接続装置の設置並びに変更、補修等に要する経費は、契約者の負担となります。
- 第8条 インターネットの施設には、保安装置が設けられていますが、落雷等により端末接続装置後の機器が破損した場合は、責任を負いかねます。
- 第9条 天災地変等の非常事態（災害）が発生したときや、本事業主の電気通信設備の保守上、または工事上やむを得ないときは、インターネットの中止やサービスの提供を廃止することがあります。この場合、前条各項は適用しないものとします。
- 第10条 契約を中止するときは、解約届を CATV に届け出る。解約届を受理した場合、CATV に帰する設備の資産等は撤去します。撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物などの復旧を要する場合は、契約者がその復旧費用の負担をお願いします。
- 第11条 次の各号に該当する者はインターネットを切断します。
- (1) 加入手数料又は利用料等を3カ月以上滞納した者。
 - (2) CATV 施設に損害を与える行為があった者。
 - (3) 自己の引き込み線を他の者に利用させた者。
- 第12条 契約者が第三者に利用する権利を譲渡することは出来ません。
- 第13条 この約款に定めのない事項で必要が生じた時は取締役会の決議、又は一般の慣習によります。
- 附 則 この約款は、公布の日から施行する。